

COPY

一般廃棄物処理施設設置許可証

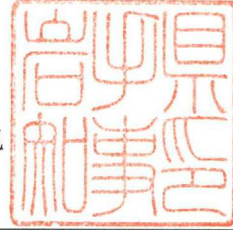
令和8年2月3日

住所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割48番地34

氏名 いわて県北クリーン株式会社 代表取締役 生藤 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日	令和8年2月3日	許可番号	第125001-8号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破碎施設）（令第5条第1項） ・廃プラスチック類 ・木くず ・紙くず ・繊維くず ・ゴムくず ・金属くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・がれき類 以下余白		
設置場所	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57 以下余白		
処理能力	・廃プラスチック類 90.40 t/日（8時間稼働） ・木くず 141.60 t/日（8時間稼働） ・紙くず 77.36 t/日（8時間稼働） ・繊維くず 30.96 t/日（8時間稼働） ・ゴムくず 134.40 t/日（8時間稼働） ・金属くず 291.20 t/日（8時間稼働） ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 257.60 t/日（8時間稼働） ・がれき類 381.60 t/日（8時間稼働） 以下余白		
許可の条件	—		
規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1 施設の設置にあたっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに連絡し指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		